

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

- 二等陸海空士採用試験の日時及び場所
- 米子市糶町二丁目一九一番地先等の道路の公用廃止
- 米子市久米町等の土地立入の通知
- 米子市東八幡の土地立入の通知
- 倉吉市巖城等の土地立入の通知

告示

鳥取県告示第二百五十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、昭和三十一年度第一次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及場所を、次のとおり定めたとの告示する。

昭和三十七年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日時及び場所
 昭和三十七年 午前八時三十分から 根雨 根雨公会堂
 五月 十一日 十分から 根雨

〃 十二日 〃 境港市上道町 境公民館

〃 十三日 〃 米子市南三柳 陸上自衛隊米子駐とん部隊

〃 十五日 〃 倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉分註所

〃 十六日 〃 鳥取市鍛冶町 自衛隊鳥取地方連絡部

鳥取県告示第二百五十三号

次の道路は、三十七年五月一日から公用を廃止した。

昭和三十七年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	地目又は品目	面積又は数量(坪)
米子市糶町二丁目一九一番地先	道路敷	七、七五
一九五番地先		四、一六

鳥取県告示第二百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和三十七年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 建設大臣

二 事業の種類 一級国道九号線改築事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市久米町、加茂町及び錦町、淀江町大字佐陀、大山町大字保田及び上万、名和町大字御来屋、中山町大字松河原田中及び下甲、泊村大字宇谷、北条町大字松神、弓原、田井及びび士下

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十七年四月 二十日から

昭和三十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百五十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和三十七年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 建設大臣

二 事業の種類 日野川改良事業

三 立ち入ろうとする土地の区域 米子市東八幡

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十七年四月 二十日から

昭和三十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和三十七年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 建設大臣

二 事業の種類 天神川改良事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

倉吉市巖城、若土及び耳、関金町大字松河原及び泰久寺

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十七年四月 二十日から

昭和三十一年三月三十一日まで